

平成27年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成27年3月3日（火曜日）午前10時開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

第 3 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会陳情付託

出席議員（21名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利
9 番 太 田 將 範
11 番 島 田 和 雄
13 番 伊 藤 房 代
16 番 景 山 岩三郎
18 番 木 内 欽 市
20 番 林 俊 介
22 番 林 正一郎

2 番 高 橋 秀 典
4 番 有 田 恵 子
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄
10 番 伊 藤 保
12 番 平 野 忠 作
14 番 林 七 巳
17 番 滑 川 公 英
19 番 佐久間 茂 樹
21 番 高 橋 利 彦

欠席議員（1名）

15 番 向 後 悦 世

説明のため出席した者

市 長	明智 忠直	副 市 長	加瀬 寿一
教 育 長	刃田 哲雄	病 院 事 業 者 管 理 課 長	吉 田 象二
秘書広報課長	飯 島 茂	行 政 改 革 推 進 課 長	加瀬 正彦
総 務 課 長	堀 江 通洋	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加瀬 恭 史	子 育 て 支 援 課 長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝 治
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	監 査 委 員 長 事 務 局	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長 事 務 局	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（景山岩三郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（景山岩三郎） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第38号までの38議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 議案第 1 号の質疑をいたします。

最初に、予算書の28ページ、14款県支出金のうち、4目商工費補助金の2節観光費県補助金の説明欄の2の千葉県観光地魅力アップ整備事業補助金の1,210万7,000円の具体的な内容を伺いたいと思います。

それと、2点目に68ページの2款総務費の地域振興費、19節負担金補助及び交付金の説明欄3、市民まちづくり活動支援事業の説明を求めます。

3点目、112ページ、3款民生費、母子父子福祉費の説明欄の扶助費、母子家庭高等技術訓練給付金の具体的な内容を伺います。

4番目に、120ページ、3款民生費、1目災害救助費、説明欄2、東日本大震災災害救助費、20節扶助費の県外避難者住宅扶助費の内容を伺います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問の予算書28ページ、歳入でございます。

14款4目、中段、商工費県補助金、2節の観光費県補助金のうち、ご質問の千葉県観光地魅力アップ整備事業の補助金、具体的な内容ですが、この補助金の目的につきましては、観光関連施設の観光案内板等の設置及び改修に係ります経費の一部を県が助成するものでございます。

補助率は3分の2以内、上限は1か所1,000万円となっております。

今回、市では観光案内板を3か所予定をいたしております。一つは、道の駅の施設内に情報発信スペース、この中にタッチパネル式の情報発信板の設置、さらに同施設駐車場へ照明つきの観光案内板の設置、さらに大原幽学遺跡史跡公園、ここの駐車場へ観光案内板の設置、これらを計画しております。

それらに対します補助としまして、合計1,210万7,000円を見込んでおるものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 市民生活課長。

○市民生活課長（伊藤正男） それでは、予算書68ページ、市民まちづくり活動支援事業の内容についてお答えいたします。

旭市総合計画の基本理念であり、協働によるまちづくりを推進するため、自主的で創意あふれる事業を行う団体に対して補助金を交付するものであります。

旭市市民まちづくり活動団体登録要綱に基づく登録を受けている団体であり、スタート支援事業補助金につきましては、設立の日から起算して2年を経過していない団体を対象とし、交付回数は1回限りで、補助率は補助対象経費の10分の9以内、限度額は10万円となっております。

また、ステップアップ事業補助金につきましては、連続して5回まで補助金を受けることができ、補助率は補助対象経費の10分の8以内で、限度額は30万円となっております。

平成27年度予算では、スタート支援事業補助金は3団体で30万円、ステップアップ支援事業補助金は9団体で270万円、合計300万円を予定しております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、112ページをお願いいたします。

112ページ、民生費、母子父子福祉費の一番上の20、扶助費になります。母子家庭高等技能訓練給付金の具体的内容についてお答えいたします。

この母子家庭高等技能訓練給付金は、児童扶養手当受給者、または同様の所得水準にある

と認められる母子家庭の母、父子家庭の父を対象者として看護師、介護福祉士、保育士などの資格を取得するための養成機関に就学した際の利用者負担額の一部を訓練給付費として支給する制度です。

この予算額360万円は、看護師、保育士等の資格取得をするための対象者3名を見込んでおります。

また、歳入としては国庫補助金で、補助率は4分の3となっております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、社会福祉課から120ページになります、3款民生費、5項1目災害復旧費の説明欄2の東日本大震災災害救助費168万円は、東日本大震災の被災者であります福島県からの避難者への住宅扶助費として2世帯、4名分を計上するものでございます。

なお、この費用につきましては、全額県支出金として補填されることになっております。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） ちょっと伊藤議員、お待ちください。

暫時休憩。

休憩 午前10時 7分

再開 午前10時 8分

○議長（景山岩三郎） 会議を再開いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 何点か、再質問させていただきます。

これは県外の避難者ということは、県外から旭市に来ているということでよろしいですか。これだと県外に避難したという、そういうふうにもとれますのでちょっと伺いました。

それとあと、P134の特定不妊治療の質問が漏れてしまいましたけれども、この特定不妊治療の補助金を市で出すということなんですけれども、これは県でも今までやっていたと思うんですけれども、県と市と両方合わせて助成を受けることは可能なんではないでしょうか。それもお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） これにつきましては、福島県から来られている2世帯ございまして、その方に市で住宅を用意しまして、その方に住宅を供給していると。その費用につきましては、県から補填されるということでございます。

○議長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、特定不妊治療につきましてのご質問であります。P134ページになります。

不妊に悩みます夫婦に対しまして、医療保険の対象外で高額な治療を要する特定不妊治療に係る費用の一部を助成するものでありまして、平成26年度、今年度からスタートさせた事業でありまして、お尋ねの件ですけれども、対象要件の中に千葉県のこの事業に該当する者に限って旭市も上乘せしていくという独自の施策でございますので、これは両方当然該当する事業でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、20ページの住宅使用料、雇用促進住宅使用料1,947万円の内訳についてお尋ねしますが、まずこの雇用促進住宅は今何戸あるのか。そういう中で、何戸の入居を予定した計画なのかお尋ねします。

次に、2点目は60ページの13、委託料で、コンサルティング業務委託料2,311万2,000円及び総合計画策定支援業務委託料598万4,000円、この詳細についてお尋ねします。

それから、3番目に64ページの2、電算システム運用事業3億3,898万1,000円がここにあります。いろいろな各課にまたがっておりますので、全体を把握できない中で、ここでもし数字が出せなければ後ほど結構ですが、旭市全体で電算機の使用料ですか、これがどのぐらいになるのか。

それから、4番目として118ページの民間認可保育所運営費給付事業5億700万円。これはそういう中で民間保育所は現在何か所あるのか。そして、その園児数、そしてちなみに分かれば公設の保育園の児童数。

それから次に、153ページの3、農村公園維持管理費433万2,000円が組んでありますが、この公園の管理というのはいろいろな課にまたがっていますね。しかし、これはなぜ1か所

で扱えないのか。1か所にすれば、むしろ管理費が安くなるんじゃないかと思うんです。そういう中で、公園の維持管理費全体でどのぐらいかかっているのかお尋ねします。

それから、6番目は185ページの2の国土調査費1,131万9,000円、この国土調査の場所、それから何を目的にやるのか、それからそれによってどういうメリットがあるのかお尋ねします。

それから、7点目は211ページの災害に強い地域づくり事業の地域防災計画の見直し業務委託料1,042万2,000円、この詳細についてお尋ねをします。

それから、8番目は226ページの需用費の消耗品448万5,000円がありますが、これはいろいろなところに分散してありますので、どのぐらいかかっているか分からないわけですが、そういう中で全体でどのぐらいかかっているのか。

それから、9番目、241ページの委託料、文化財調査委託料15万2,000円を組んでありますが、大原幽学記念館でこの文化財をやっている中で、なぜほかの場所にこういう予算が組んであるのか。むしろ一本にすればいいではないかと思うんですが。

それから、10番目は243ページの3番目の市民会館費の市民会館関係職員給与費1,872万1,000円、2人でなぜこんなにかかるのかお尋ねをします。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 20ページ、備考欄3の雇用促進住宅使用料についてお答え申し上げます。

まず、雇用促進住宅は、現在管理戸数が79戸、3月1日現在では59戸が入居している状況です。

予算ですが、予算につきましては、平成26年11月1日現在の調定額、入居者60戸だったんですけれども、これに新年度の新規入居者、これを3戸見込んで63戸ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、60ページのコンサルティング委託料2,311万2,000円、それとその下にございます総合計画策定支援業務委託料598万4,000円、この詳細についてということで申し上げます。

まず、コンサルティング委託料につきましては、旭中央病院の地方独立行政法人化のための支援業務に関する委託料でございます。地方独立行政法人への移行につきましては、検討項目が多岐にわたりますが、五十数項目の案件につきまして業務支援を委託するものでございます。

その下の総合計画策定支援業務委託料につきましては、平成29年からを計画期間とする総合計画の策定に向けまして、市民意識調査などの基礎調査を行うものであります。

続きまして、64ページの電算システム運用事業の中に3億3,898万1,000円あるわけなんです。各課にまたがる電算業務全体の事業費はということのお尋ねです。

これにつきましては、企画政策課のほうの事業費といたしまして、トータル的には4億604万5,000円の事業費を持っております。それに各課がありまして、各課の議会費から体育振興課までの経費が1億5,797万8,000円ございます。トータルで5億6,402万3,000円という電算経費が予算化されております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、118ページの一番上になりますが、民間認可保育所運営費給付事業についてお答え申し上げます。

民間保育所と公立保育所、何か所、それから園児数ということでお答えをさせていただきたいと思います。

民間保育所でございますが、市内は5か所で、この予算では561名を見込んでおります。また、市外、他市ですね、市外は17か所で25名を見込んでおります。

また、公立保育所でございますが、干潟保育所を含めまして13か所で1,157名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 農村公園の維持管理費に関連いたしまして、公園の施設の管理を1か所でできないかということでございますが、これにつきましては第2次行政改革アクションプランの中でも公園管理の一元化という項目がございまして、それで取り組んでいましたので、私のほうからお答えいたしますけれども、ただ、この打ち合わせ等は何回か実施して一元化できないかどうか協議を進めてきたところでございました。ただ、公園管理の法令の違いなどもございまして、現時点ではまだ一元化できていないと。

確かに一元化すれば、管理費が若干節約できるんだろうなという、そういうこともあってアクションプランの中に載っていたという状況でございます。

今、ご質問の中で全体でどのくらいかかっているのかということでございますが、これにつきましては、新年度予算を積み上げたもの、これは今手元にはございません。ただ、公共施設白書の中では、調べた中では、これは25年度の数字になるのかもしれませんが、大まかにいうと、約1億円ぐらいは公園全体でかかっているだろうと、そういうような数字でございました。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） 国土調査に関しましてお答え申し上げます。

国土調査に関しましては、干潟地区の登記未完了でありました2地区について、平成26年度中に完了見込みでございましたが、県・国との認証事務について一部時間を要したため、27年度完了見込みとなっております。

また、谷丁場地区につきましては、平成24年3月に現地調査等は終了し、現在は県・国との認証事務を進めており、平成29年度の完了を予定しております。

また、今後の国土調査に関しましては、新たな区域に着手する予定はございません。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） メリットでございますが、これは25年の高橋議員の一般質問でもお答えしていると思います。

目的でございます。

現在、法務局に備えられている地図の約半分、これが明治の地租改正事業時に作られた公図を基にしております。現況とあまりそぐわないということがあります。そこで、調査で正確さを求めるために行っております。

メリットとしましては、土地所有者に測量する費用が一切かからなくなったこと、所有する土地を明確にできること、公共事業等調査費用の軽減、工期の短縮等が挙げられております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 予算書211ページの災害に強い地域づくり事業の地域防災計画の見直し業務委託料1,042万2,000円についてお答えいたします。

平成25年4月以降に改正されました災害対策基本法など各種法令や旭市国土強靱化地域計画、また昨今の災害の状況等を踏まえた見直しをするものでございます。

それともう1点、243ページ、市民会館費の市民会館関係職員給与費1,871万1,000円についての中身でございますが、職員2名の給料、職員手当等、共済費含みまして1,872万1,000円の内訳なんです、正職員2名で給与費合計1,495万4,000円、それに再任用職員、この定数に含まれない職員が2名配置をいたしますので、その2名分で376万7,000円、合わせまして1,871万1,000円となるものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、226ページ、小学校教育振興費のうち消耗品につきましては、各小学校の授業中に消費されます、例えば色画用紙ですとかラシャ紙等の紙類、サッカーボール等、版画のインクですとか理科の実験用のビーカーですとか画びょうとか、細々した教育活動に必要な物品が対象となっているところです。

お尋ねの消耗品につきましては、その他の項目につきましても確かに消耗品として計上させていただいているところでございますが、合計は幾らかというご質問に対しましては、事業の目的ごとに予算組みをしているところでございますので、消耗品をトータルしての数値は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、241ページの説明欄13、委託料、文化財調査委託料15万2,000円についてご説明いたします。

この15万2,000円ですけれども、鎭木の長津台2号遺跡の発掘調査で平安時代、約800年前になりますけれども、特徴を有する土器とともに出土した鉄製鎌、農作業に使う鎌ですけれども、1点の保存処理費です。腐食による劣化を防ぐための化学処理を施すのが目的です。

化学処理とは、さびの原因となる塩分を取り除き、さびが進行しないように樹脂を浸透させ、さびの進行を防ぐ作業を行うものでございます。これは、文化財発掘調査で出た際の文化財の保護ということで、大原幽学とは一本化できないというような状況でございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それではまず、1点目の雇用促進住宅の関係でございますが、79戸あると。そういう中で、約60戸ですね。20戸ぐらい入っていないんですが、あそこは入居率は悪いんですよ。せつかくあるものですから、結局、なぜ満室にできるように考えないのか。同じ料金であつたら、誰も5階には入らないと思うんですよ。ですから、ある程度条件を変えた中でいかに入居率を満たしていくか。せつかくあるものですから、入居してもらって、多少でも入居料をもらったほうがメリットがあると思うんで、それと同時に、部屋が傷まないと思うんですよ、使っていたほうが。そういう中で、どういうふうにそれを今後やっていくのか。

それからあとは、3番目の電算システムの関係で5億6,000万円かかっているということですが、この電算を導入する意味はどういう意味があるのか。やはり事務事業の効率化だと思うんです。事務事業の効率化は、イコール人件費の削減になると思うんですね。そういう中で、今後、この電算機をどういうふう to 有効活用していくのか。

それから、次の4番目、この園児の数を見てみますと、どうしても公立のほうが1人当たりの単価がかかってしまうんですよ。そういう中で、今後、どういうふう to 考えていくのか。

それから、5番目の公園の維持管理費、これは一括管理すれば、結局比較ができますから、管理費の削減になると思うんですよ。そういう中で、これから検討云々というけれども、なぜ合併のメリットのある中でこういうことをやっていかなかったのか。

それから、6番目の国調の問題ですが、それは土地の確認もちゃんとできます。しかし、これをやることによって市に何のメリットがあるのか。全然ないと思うんですよ。それで、この前の答弁でも、これから国調、旭市全部終わるとなれば100年かかると言っていましたよね。そんな中で無駄金ではないかと思うんですが、今後、どういうふう to 考えるのか。

それから、8番目、それぞれのセクションで云々というお答えがありましたが、やはりまとめて購入すればかなりコストが安くなると思うんです。その辺、やはり各課の意識、そういう中でなく全体で考えたらと思うんですが。

それから、9番目の文化財の委託調査の関係でございますが、大原幽学記念館、ここではとんど文化財関係をやっているわけなんですね。そういう中で、あそこには学芸員もいますね。そういうことはともかく、やはり同じ文化財を扱うなら一元化したほうがいいと思うんですが、どういうふう to 考えているのか。

それから、10番目の、私も予算書を見ましたら、2人で900万円からの給料、高給取り、

もったいないなと思ったら、結局、正職員は2人、そこに今度は再任用の職員ですか。それならもっと早く行革の中で入れていくのが当然だと思うんですが、そういう中で企業でも何でも一番高いのは人件費なんですよ。やはり自分たちを守るのではなく、全体でどうしていくのか、その辺、今後、どういうふうに考えているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 20戸ぐらいの空きがあるから、もっとしっかり入れていくべきだというご指摘でした。そのとおりだと思います。

雇用促進住宅につきましては、まず入居要件として勤労者であること、それから基準の範囲の収入、これは月額で10万4,000円から31万3,000円ということで、要件が一般の市営住宅に比べて厳しいということがございます。

一方、5階建てでエレベーターがないですとか、築年が経過、37年たっているということの中で、意外に人気がないのかなというふうに思っております。

ただ、ご指摘のとおり、空室があるのは非常にもったいないことでありますので、募集については今後とも広報等を通じてPR、募集していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 電算システム、非常にその金額が上がっておるという状況です。

議員おっしゃるように、事務の効率化、それによっての人件費の削減、これはやっていかねばならないことだと認識しております。そういう中で、今、何回かお答えしておりますが、3市で共同開発できるもの、そういうものに対して研究していくというものをこれから積極的に取り入れながら、そういった経費の削減を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 公立保育所のほうが1人当たり単価がかかってしまうと、今後、どのように考えていくのかというご質問でございますが、単価のほう、少し予算上の計算で出させていただきますと、確かに少し高くなっております。民間のほうは5億751万9,000円に對しまして586名で割らせてもらいますと86万6,000円、単純には。あと、公立保育所12か所では9億590万9,000円を1,041名になります、干潟を除きまして、それで割り返しますと87万円となっております。

数字は多くは開いていないと思うんですけども、確かに民間のほうがサービスもよく、一生懸命頑張っていただいております。そんな中で、公立のほう、単価が高い中でどう考えていくのかということですが、新年度、27年度には公立保育所関係、あり方検討委員会を立ち上げて、公立保育所の再編等を含めまして皆さんの意見を伺いながら今後、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 再質問で、一括すれば経費の削減になると、合併のメリットがあるうちで実施できなかったのかというご質問でございました。

ちょっと公園について現状をお話しさせていただきますと、公共施設白書で今公園の姿、かなり明らかになったわけでございますが、今都市公園が11か所、それから児童遊園が41か所、農村公園が4か所、農村公園に準ずるものも含めてその他の公園が14か所ということで、全体で70か所あります。

このうち児童遊園、それから農村公園等につきましては、一部地区にお願いして管理費を非常に安くできている部分というのは現実にあります。これはもう、一つ工夫のあらわれで進めてきたところ。

それと、この70か所の公園を五つの課が管理しています。要するに、五つに分かれているから少し経費的にどうなのということがあるんだと思いますけれども、その部分につきましては、今回、それぞれの課題を抽出いたしまして、それぞれ方向性を今後決めていくことにしています。

特に、第3次アクションプランの中でも公共施設台帳の電子化なども考慮しながら、公園施設についても協議、検討を進めていくこととしていますので、今まで法令等の関係もあって、なかなか一元化できなかった部分というのは現実にありますので、そのところは少なくとも進めることとして検討していきたいなと思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これは同じく平成25年3月の一般質問のときに市長より答弁がございました。

打ち切るという内容での答弁でございます。したがって、その後の新たなものは実施しておりません。

今現在は、最初に申し上げましたが、干潟2地区、それと谷丁場地区、これらについて終息に向けた、いわば清算事務ということでございます。

現在やっております認証事務というのは、大きく分けまして10段階ございます。そのうち認証事務は今9段階目でございますので、なるべく早く国との調整をして終息に向けたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 予算書の226ページの需用費の再質疑に対して答弁申し上げます。

高橋議員の再質疑では、消耗品の予算の組み方は目的別だけれども、各課まとめてやればコスト等の軽減が図れるのではないかとというご質問です。

内容に関しましては、先ほど学校教育課長が答弁させていただきました教材等の内容ですが、教育委員会全体として、また各課にも若干話が及ぶ内容としましては、例えば消耗品なんかの場合には財政課で各課まとめて単価契約ということでやってございます。教育委員会の場合ですと、用紙とかファイル、蛍光灯、トイレットペーパー、洗剤、これらにつきましてはどこの課も同じ単価契約で発注しているというような内容になります。

それと、各課に及ばないようなもの、例えば庶務課ですと学校で施設管理に使うような床に塗るようなワックスですとかプールに藻が生えないような防護剤とかというと、各学校ごとの購入というよりはやはり効率が悪いですので、庶務課のほうでまとめて使用量の調査をし、発注しているといったような工夫をしています。

今後ともさらに経費の節減に向けて、できるものは削減してきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは、大原幽学の関係と一元化したらどうかということですが、文化財を保護・保存するという目的は同じですので、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 人件費の関係で全体で今後、どのようにしていくのか、お考えをということですが、まず、再任用制度について、国の方針に準じて平成25年度以降に定年退職される方について、希望される場合には再任用をしていただきます。これは、退職共済年金報酬比例部分を支給される年齢までということで、今年の退職者については1年、そういう

ことで今後、65歳まで年金がもらえませんので、そういう方については週3日の勤務でやっていただく、希望される方については。そういうことで今後の人件費等の考え方なんですが、第3次アクションプランと併せまして、27年から新たに第3次の定員適正化計画を作りました。

そういうことで、旭市の実情に合った定員というものを途中で見直しをしたりしながら削減を図っていく。また、職員の人材育成についても努めていくということで、今後、行っていくます。

そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、みんな最後の質問になりますが、まず、雇用促進住宅の関係ですが、やはり条件を緩めないとこれは無理だと思うんですよね。そういう中で、5階でもいいや、安いからと、そういうむしろ入れる条件、市の立場ではなく入居者の立場になって入れるような条件づくり、これをした中で雇用促進住宅、全戸入居できるような体制づくりをしていただきたいと思います。

それからあと、電算の関係、先ほどいろいろありましたが、やはり電算をいかに使いこなすか、それが逆に人件費の削減になると思うんですよ。ですから、電算機を使いこなしできるような体制づくり、それをしていただきたいと思います。

それからあとは、10番目、職員の適正化計画ができたということですが、結局、これは数に入らないわけですよ。そうすると、裏腹な面が、それなら人件費はそのままかかって、今度は職員適正化で職員を減らして、こういうパート的な人ですか。そうすると、適正化計画というのは人を減らすために作るのではないんですかね。ちょっとこの裏腹な面があると思うんですがね。

いずれにしても、いかに人件費を減らすか、それが行革につながるわけですから、そういう中で検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のありました条件の緩和ということですが、場所が非常にいい所にあるということを考えますと、家賃のほうは若干難しいのかなと考えておりますが、その他の例えば勤労者であることの勤労者の意味とかについては少し検討してみたいかと考

えます。

ありがとうございました。

○議長（景山岩三郎） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 使いこなせるというようなことでございますが、情報管理班、結構精通した職員がおります、を中心に研修等を重ねてやはり有効利用できるような進めてまいりたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、人件費の今後の削減については、再任用を活用することによって職員1人を減らすこともできます。そういうことも加味しながら職員の定員適正化計画に沿って削減していきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第 6 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第 7 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 第 7 号の質疑をいたします。

収益的収支について、これ 7 ページですけれども、営業収益の 1 の給水収益14億7,273万4,000円の、この数字は市民の皆さんから徴収した純粋な水道料金なのかお聞きします。

それと、4 ページの 1 款資本的支出、建設改良費の海上配水場増池事業がありますけれども、この増池事業は、基準が満たないということで増池するということでございましたけれども、市内 4 か所に配水場がありますけれども、この 4 か所の配水場の基準というのはどのようなになっているのか、お聞きいたします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） それでは、ただいま 2 点ほど質問がありました。収益的収支についてと、あと配水場の基準についてということでございますが、まず、収益的収支の水道事業収益、7 ページの14億7,273万4,000円ですけれども、これはお客様からいただく水道料金となっております。これは、今までの実績から計算して14億円余りを計上させていただきました。

それから、配水場の基準なんですけれども、配水池の容量につきましては、水道施設設計基準により設計することになっております。水道事業を計画した昭和50年代の基準では、1 日最大配水量が 8 時間から12時間分を確保することとなっておりますが、その後の改定された基準では12時間分以上を確保することとなっております。

それで、配水池を、今市内 4 か所あるんですけれども、個別に見ますと、飯岡配水場においては必要容量を満たしているものの、旭配水場、あるいは海上配水場、干潟配水場においては必要容量を満たしていないというような状況がありますので、それで27年、28年に海上配水場を建設して、配水場の不足分と、あと区域を多少見直す、地の利を生かした自然流下地域を少し広げるという意味合いも含めまして配水池を造成するということで考えておりま

す。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この収益的収支、純粋な水道料金ということでございますけれども、同じく平成27年度旭市水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書というのがありますけれども、ここには当年度純利益ということで7,291万4,000円という金額が載っておるわけでございますけれども、これは純粋な収益ということで考えると、これを基金として積み立てするということとはできないのかどうか。

内部留保でどんどん蓄積していくと、どういうふうに使っていくのかというのが分からないし、金銭の出入りが分からないというものがありますので、これだけ高いと、高料金の規格にも外れるということもありますので、その辺のところを何とか聞きたいなということで質疑したんですけれども。

それともう1点は、配水の基準ですけれども、今後、あと何か所かあるということですが、その計画はどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） まず、収益的収支の差し引きが8,203万1,000円あるんですけれども、消費税を抜きにしますと、今、議員からお話がありましたように7,291万4,000円になりますが、その使い道といいますか、そのうちの5,849万3,000円につきましては、企業債の償還に充てて、その残りの1,442万1,000円につきましては、施設の更新等のための建設改良積立金に積み立てていく予定となっておりますので、今、議員が質問されました、そういったこれからの更新需要の増加が見込まれるそれらの改良費に充てていくという趣旨で建設改良積立金に積み立てていくような予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、配水場のこれからの計画ということですが、今27、28年で海上の配水場を計画しているんですけれども、その後、ちょっと電気関係の更新もありますので、それが終わったら、今度、干潟の配水場につきましても配水池容量が足りませんので、干潟のほうをやっていくという予定であります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 話は大体分かりました。

それで、実は公営企業というのは、提供する財貨、これは要するにサービスの対価である料金を徴収するということなんです。それで、住民の福祉の増進を目的として経営する企業という名目が書かれておりますが、料金が非常に高いという市民からの声があるんで、その辺のところで今回聞いたんですけれども、この次に干潟があるという計画ですと、四、五年かかると思いますけれども、3年ずつ料金を見直すということがありますので、ぜひ料金を一回見直していただけないかなというふうに思います。その辺のところはどのように考えておりますか。お聞きしたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（鈴木邦博） ここ何年か、利益が出ているということなんですけれども、それは先ほど言いました、これからの更新需要が増加してきますので、平成19年度の料金改定に際しましても、その辺の更新だとか、あと合併したことによってそれぞれの配水場があるわけなんですけれども、それを一元化するというようなこともやっていますし、そういったこれからの更新需要に増加が見込まれますので、それらの建設改良費に充てていくということで考えておりますので。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わります。

議案第7号について質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） それでは、2点ほどご質問します。

まず、5ページの第5条、医療器械整備事業2億円、決算上ではかなり病院にも金があるわけですが、なぜ借金をしなければならないのか。

それから、9ページの給与費149億1,500万円、それから経費45億8,400万円、これは毎年かなりの率で上がっていますが、この内容についてお尋ねします。

なお、この答弁につきましては、これは公営企業法では当然市が十分精査した上でここに出すということになっておりますので、責任ある担当の部署の方に答弁をいただきたいと思います。責任部署がなければ、病院でお願いします。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） まず、5ページ、起債です。これにつきましては、予算案の説明を受けたときに、この企業債2億円については、医療機器の購入のための設定だということと、買う器械が全て決まっているわけではないというような説明を受けました。

11ページをちょっとご覧いただきたいんですが、予算書の11ページの資本的収支のほうで資産購入費11億514万円が組まれております。この中に医療機器の購入費が6億4,800万円あるよという説明が併せてありました。

そんな中で、全ての機器の購入を剰余金等で充てるかどうかということに関しては、公営企業会計の中で病院が決めることだろうという判断で、この案を承認したというか、説明を受けたということであります。

次に、9ページの給与費ですが、これも予算案の説明を受けたときの話として、27年度は26年度に比べて予算の時点で医師が14名増えるということ、それからリハビリ医師が8名、検査技師が7名増える。さらには看護師の待遇改善のために夜勤手当を見直すというようなことの中で、この増加額が必要であるという説明でありました。

さくっとその時点で自分が思ったことですが、医師14名は1,500万円であれば2億1,000万円、技師等についても700万円から800万円ということであれば約1億円、看護師の夜勤手当等についても5,000万円ぐらいの増があるという説明が併せてありましたので、適当だろうというふうな判断をいたしました。

一般経費につきましては、残念ながら、そのとき何も気づかず説明を受けなかったのも、もし中身については病院のほうからあればと思います。

よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから経費につきましてご説明さしあげます。

経費につきましては、予算書のほうの内訳、40ページのほうをお開きください。

こちらのほうに、先ほど高橋議員のほうからお話のありました9ページの経費45億8,400万円、これにつきましての内訳表のほう、1節の福利厚生費から21節の引当金の繰り入れまでの内訳のほうを記載してございます。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 財政課長から説明を受けましたが、財政課長は事務分掌の中で中央病院担当ということが明記されている中で答弁いただいたと思いますが、その辺、責任ということですから、事務分掌ということがあれば、ちゃんとその辺を、もう1回答弁いただいた中で、中央病院、医師マンションだって20億円、一銭も借りないで建てたわけですよ。そういう中で2億円、今この決算書なんかを見ますと、2億円の金はあえて借金しなくてもできるわけですね。それを借金するということは、結局、銀行にいろいろな付き合いの中である程度は持ちつ持たれつの中でもうけさせるということになると思うんですよ。あえてこういうことはしなくてもいいと思うんですが、いかがですか、その辺。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。
財政課長。

○財政課長（林 清明） 財政課として市の予算全体を管轄するんだということの中で、中央病院の予算案につきましても一番最初に説明を受けているということで、ただいまお答えしましたが、責任がどこにあるかということについては、すみません、自分にははっきり分かっておりません。ただ、今の質問だと、自分が答えるべきかなと考えます。

○議長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、私のほうから、その辺いろいろ付き合いがあるんだろうというようなご指摘でございまして、その点につきましてご回答申し上げます。

病院のほうで今回、予定しております2億円というのは、財務省の財政融資資金のほうを予定してございます。銀行引き受けではございません。

また、なぜ預金があるのにというご指摘でございますが、こちらにつきましては、いろいろな制度があるわけですが、医療器械につきましては、その制度的な融資の中で規定にはまるものがあれば、こちらのほうの借り入れについては普通交付税の算定対象になるということで借り入れを起こしたほうが有利になる、有利といいますか、自己資金でやるよりも病院にとって有利になるという側面がございますので、この医療器械2億円については、上限として設定したものでございます。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、補助金があるとか何とかなら借金をするのもいいでしょうよ。しかしながら、補助金もない。そんな中で2億円を借りるとなれば、やはり事務的にもかなり手間暇かけるわけですね。その上に金を払う。中央病院の場合は、1億

円、2億円、何ともないですから、200万円だから何ということはないと、そういう考えのもとにこれはやっていってもいいです。

そういう中で、これはちょっと関係ないんですが、これだけの300億円からの病院を持っている中で、市に、ちょっとこれは話それますけれども、そういう担当の部署がないというのは、私は今聞いて、はっきり言ってびっくりしました。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑が終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑の途中ですが、11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 第9号の補正予算の質疑をいたします。

補正予算書の15ページ、乳幼児紙おむつ給付事業の給付対象者数の26年度の見込み数と27年度の見込み数を伺います。

それと、16ページ、商店街振興事業補助金の①の助成金額について、現行の今、市で助成しています1万円で1,000円割引券、それから1割の助成でしたけれども、予算書説明では2割を考えているという説明がありました。今回、3割になったわけでありますけれども、まず、1人当たりの限度額、これはどのぐらいなのかお聞きします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、15ページでございます。乳幼児紙おむつ給付事業

の給付対象者数の26年度と27年度の見込み数についてお答えいたします。

26年度、1,010名でございます。そして、27年度、この予算上も同じ数字で1,010名を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の16ページ、商店街振興事業補助金、今回出しますプレミアム商品券、これにつきましての1人当たりの購入限度額というご質問がありました。

現在考えておりますのは、1人当たり5セットまで。ただし、1世帯当たり、これを10セット、これを上限としたい、そのような形で今考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 1人当たり5セットというお話がございました。5セット、それで1世帯ということでございますけれども、本来であれば、このプレミアム商品券というのは旭市で買ってもらおうということですから、市民に買ってもらおうということですね。そうすると、共通で考えていなかったのかどうか、近隣の各市町村ですね。その辺のところも聞きたいと思います。そうすれば、市外からも市内に来て買い物ができるというような形になると思うので、一律してこの東総地域とかそういった部分では考えておられなかったのか、その辺のところもちょっと聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからこの地域連携をしてというご質問をいただきました。確かに国の指導の中ではそういうことをしても構わないという、そういう指導は確かに受けております。

ただ、現実問題、いろいろな商店街の事業を今回、商工会の中にあります旭市商業振興連合会、ここにお願いをする予定でおります。それらの関係の中では、やはり旭市は旭市の中で消費喚起を行いたい、そういう意向が強い、そういうような状況でございます。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 旭市で買ってもらおうということでございましたけれども、これは一過性のものと思われるんですけれども、今後、継続してこういう形で、今まで1割できたけ

れども、2割というような形では考えておるのか。その辺のところも聞きたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今回、国の、すごいという実感はあるわけですが、こういうような大々的に即効性のある経済効果を狙ったプレミアム商品券を全国でやるということですね。私ども、商工会とも今話をしていまして、今回を商店街のチャンスとして捉えようと。これはどういうことかということですが、ただ単に消費者が来てくれただけではなくて、一度来ていただいたら、商店街、ここはやはりすばらしいものが売っていたと、そういうふうな形で、これをきっかけにファンを作ろう、そんな形で今回の事業の中でも来ていただくような、そういう商店街になろうと、そういうことも含めて一過性にはなるかと思えますけれども、引き続いて商店街が活性化する、継続して活性化する、そういう形で動きたいとは思っております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

続いて、滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、保議員が言ったような、同じようなことなんですけれども、これは政府の緊急経済対策事業、経済が腰折れするということで、簡単に言えば全国に対して2,300億円のばらまきをやったわけですね。

これ申請は多分3月6日が締め切りだと思うんで、今でも遅くないと思うんですけれども、今、商工会の中でもこんなにたくさんプレミアムを付けていいのかと。現実には、昔、だいぶ前にありましたよね。いろいろな方々にお願いして、1割もうけてしまった。100万円も200万円ももうけたという話があるんで、これは今言ったようなことで、ただその規制で大丈夫ですか。この前、そういうことをやられた過去があるんですけれども。その後、10セットまで限定と言っていますけれども、実際には1家庭といってもいろいろな人がいたら、そこまで検討してやっているんですかね。こんなに3割もプレミアムがあるということは、ことによったら、またそういうおそれがあるのではないかという商工会の皆様の批判もだいぶあるんですが、担当課はそれを伺っておりますか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） この問題につきましては、商工会の役員さんとも何回か会合を重ねております。過去に問題があったということも承知しております。

その対策としまして、今回は事前に往復はがきで募集というんですか、予約をしようと。その予約状況に応じまして、それを販売をする。そういうふうなことで、1世帯で10枚以上買うという、そういうことは現にないような形で、そこはチェック体制をしよう。

今回、国でも人件費が足りなければ商工会で人件費を、例えば賃金、職員を雇っても、そこまでやっていいよという、そういうこともございます。そんなことで万全を期して公平に配分されるよう努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 予約整理券をもらわないと買えないということですね。そういうことになれば、完全には買えると思うんですけれども、この前のプレミアムが最初に合併してから出たうちに、どのくらい倍率があったんですか。例えば午前中いっぱい売り切れるとか。今回も今までもプレミアム商品券というのは多分、去年でも並んでいたと思うんですよね。どのくらいで売り切れているか、その辺調べてあればお願いします。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今ちょっと記憶の中で申し訳ありません。26年度、1万7,000セットを販売させていただきました。夏に7,000セット、暮れに1万セット。

その状況を見ますと、2日でやったわけですがけれども、朝早く並んでいただいて、ほぼ大体並んでくれた方が買えた。ただ、夏のときには買えない方が少しいて、暮れにまたやりますからまた来てくださいと。

冬の状況ですと、市内5か所でやりましたけれども、1か所は若干残ったと、それを次の日の2日目に販売をしました。そんな形でございます。

ただ、ご承知のように、結構並ぶということで、並ぶのは大変だ。そんなことで、今回、予約販売をすることによってスムーズな形で販売したい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ということは、整理券を作って、簡単に言えば、買い占め防止策をやる。ここ1億2,000万円ありますけれども、これは実際に商振連合にお願いするのはどのくらいなんですかね。多分あそこでは事務費も相当あるんで、実際の発行額というのはどのくらいになるんですか。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在、1万円で1万3,000円の券が買えるという、そんなことで、これは1セット、そういう形ですけれども、3万2,000セットを予定しております。そうしますと、3,000円が持ち出しですので、9,600万円、これが商券にかわるお金になるかと思えます。

現在、商業振興連合会のほうには、そのほか2,500万円くらいの事務費は見ておりますけれども、これをもうちょっと少なくして、なるべく多く、3万2,000セット以上多く発行するようには今指導をしております。

今回は偽造防止、コピーをするとコピーという字が浮かんでくるとか、いろいろな形で国からも求められております。そういうふうなことで、なるべく事務費は精査した中で、なるべく多くの商品券を発行したい、そういうふうに考えております。

○議長（景山岩三郎） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、議案第14号の評価委員会条例につきまして質問いたします。

この評価委員会の役割につきましては、法人の業務実績に関する評価をするというのが、私たちが認識しているところでありますけれども、そのほかにもいろいろな役割があるのではないかなと思います。もうちょっとその辺につきまして詳しく説明をお願いしたいと思います。

それから、この評価委員会ですけれども、実際に開催をするということになりました段階での開催の時期、それから回数、それとその会議が公開されるのかどうか、その辺について伺います。

それともう一つの質問ですけれども、この条例の中の第7条の庶務についてでありますけれども、委員会の庶務は企画政策課において処理をするというふうになっておりますが、この評価委員会の評価にかかわるいろいろな資料の作成というのは膨大なものになるのではないかなというふうに私は考えているわけでありますけれども、そういったことにつきまして、企画政策課だけでこれが処理できるのかどうか、その辺について伺います。

2点ですね。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、評価委員会の役割の詳細説明をということです。

評価委員会の開催時期、それから回数、それと公開の有無ということの内容についてお答え申し上げます。

まず、役割ですけれども、一つとしまして、地方独立行政法人の業務、実績に関する評価に関すること、これが一つであります。2番目として、そのほか法律または条例によりその権限に属された事項に関する処理をすることとされています。

その他の権限に属する事項というのが何項目かあります。

まず一つ目として、業務方法書に対しまして市長が認可する際の意見を求めます。これは、法の22条第3項に規定されております。

それから、市長による中期目標の作成、それと変更の際の意見、これも求められます。こ

これは、法25条第3項です。

3番目といたしまして、中期計画の作成また変更に対しまして市長が認可する際の意見、これは、法律の26条第3項でございます。

それから、4番目といたしまして、各事業年度における業務実績の評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告ということで、これは、法28条でございます。

これらを含めた法律上、20項目の事項がございます。

それから、評価委員会の開催の回数、時期ですが、先行事例を見ますと、予算時、それから中間時、それから決算時のように、年3回から4回というところが多いようです。

また、会議につきましては、原則公開の方法によるものと予定しております。

なお、27年度の中央病院に係る評価委員会につきましては、準備ということもあり、6回ぐらいを予定しております。

それから、2番目の第7条にあります委員会の庶務は企画政策課となっておりまして、評価に関する資料は企画政策課が作るのか、膨大な資料ではないかということですが、担当が企画なものですから、評価に関する資料につきましては、まず法人からデータをいただきまして、市側の評価担当ということで企画政策課が作成するということになるかと思えます。以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 評価委員会もかなりいろいろな役割があるんだなというふうに感じたわけでありましてけれども、その中で独立行政法人法の28条の3項目に書かれておりますが、評価委員会は必要があると認めるときは当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができるというようなことが書かれているわけなんです、このようなことがないことを願うわけでありましてけれども、もしこういったような改善してください、あるいはまたその他の勧告が出た場合には、法人側としてはどのような対応をされるのか、その辺について伺います。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 議員、今おっしゃるような法律のほうの28条第3項で、法人に対して勧告できるということになっています。

それから、この4項におきまして、今度はその勧告は首長に報告されまして、評価委員会はその公表するということになります。この報告がなされた後、今度は市長のほうで議会

に報告をするというような手続になります。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 評価委員会から市長に報告ということでありましたが、実際にこの改善の勧告の対象になるのは法人側ということなんですが、法人側のほうはどのような対応をされるのかということについてお伺いをしたいということなんですけれども。要するに、業務運営の改善その他の勧告がされた場合。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 一般的には、その法人の理事長が勧告に対する改善計画を策定いたしまして、その計画に沿って業務の改善を図っていくということになろうかと思います。
以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、太田将範議員。

○9番（太田将範） 第14号につきましては、独立行政法人化を進めていく上では、一つのしよっぱなとなる議案であると思います。

この間ずっと独立行政法人化について執行部側の具体的な必要性だとかという、そういったものがちょっと分からないところが多いということで、この条例が出てくるという一つの経過といいますか、そういうことを含めて質問させていただきたいと思います。

1点目は、この間ずっと9月ごろまでは、市長は議会や職員皆さん方、旭市民の方々のご意見も聞きながら条例を作っていくという形のご回答をしていただいたわけですが、この間、地域懇談会等やりましたけれども、半分以上が市の職員の方方で、一般の参加者は250人ぐらいしかいなく、質問の件数も非常に少なかったと。

また、パブリックコメント等を行うということを言っておりましたけれども、あまりやっていないような気がします。

その点で、一つ目は、旭市民への説明責任ということはどういうふうに今までやってこられて、これからどうしていくのかというようなことについて質問させていただきます。

それから、今回の施政方針並びに提案理由の中で、地域完結型の医療制度ということで推進ということで、それからまた国の政策等を勘案しながら的確に対応していくということで、この評価委員会制度の条例が出てきたというふうに書いてあります。

ですから、地域完結型医療制度の推進と国の動向というのはどのようにお考えになっているのか、ちょっとお聞きしたいということです。

それから、先ほど島田議員のほうからかなり細かい質問がございましたので、簡単にお答えいただきたいんですけども、役割につきましては、先ほどご説明がございましたので、人選について、こういった方々をどういう形で選任していくかというようなことについてお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、1点目の市民への説明責任ということで、どのような説明を行ってきたかということでお答えさせていただきます。

一昨年5月に検討委員会からの報告がございました。それから今日まで、さまざまな場面で説明を行ってまいりました。まず、地区懇談会、それから議会の全員協議会、それから各種団体役員、また旭中央病院職員への説明等をきめ細かに行ってきたものです。

今後は、この議案が成立いたしまして、地方独立行政法人化が動き出したならば、さらに広報やホームページでその内容について説明させていただきたいと考えております。

次に、地域完結型医療の推進とは何かということのご質問がございました。

この地域完結型医療につきましては、これまで我が国におきましては、病院完結型医療、すなわち1病院で患者をケアする体制を続けてきました。現在、医療を取り巻く状況を考えますと、救急、高度急性期等を担う大きな病院、慢性期やリハビリ期を担う中規模の病院、またかかりつけ医など身近な診療関係などが相互に連携し、紹介・逆紹介制度により地域の医療資源を有効に活用し、地域住民のケアを的確、継続的に行っていくことが重要である、そのようなスタンスで地域完結型医療を図っているものであります。

評価委員会の人選ということですが、評価委員会の人選につきましては、本議案が議決、成立した後に先行事例等含めまして、また専門家の意見を聞きながら、人選については進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田将範議員。

○9番（太田将範） まず、第1点目の地方独立行政法人化についてということでの説明責任ということでございますけれども、私どもが行ったアンケートでも、最近さまざまな方々か

ら聞いている範囲でも、よく分からないというのが実態ではないかと思います。

ですから、この辺でのきちんとした対応をどうしていくのかということが非常に重要になるのではないかなと思うんですけれども、要するに、この条例が出てくる中で、この条例がいきなりぽんと出てきたというような、そういう関連になってきているのではないかなと思うんですね。

ですから、その辺についてこれからもきちんとした対応を求めていきたいと思います。

地域完結型医療の推進ということでは……

○議長（景山岩三郎） すみません、議案質疑ですので、条例に関する質疑に限ってお願いいたします。

○9番（太田將範） 条例の提案理由がそういう形でありますので、それについて、やはり関連のあることということで議案の質疑として行っております。その辺については、ご理解をいただきたいと思うんですけれども。

○議長（景山岩三郎） 太田議員、一般質問ではありませんので、まず条例に関する質疑でお願いしたいと思います。

○9番（太田將範） 提案理由のことについては、きちんとお答えをいただきたいと思うんですね。

では、評価委員会の役割と人選についてということで、役割につきましては、島田議員のほうの質問でかなり細かい質問が出てきましたけれども、人選については具体的にどのような方をどういった人たち、例えば公認会計士だとか医療に詳しいコンサルだとか、どういった方々を予定しているのかということについてのお答えがなかったように思います。その辺、やはり公正性と中立性、そういったものを勘案しながら考えますと、この人選によって評価委員会の回答というのはほとんど変わってきてしまうというふうに思います。その点で、再度、どういう方々を予定しているのかお答えいただきたいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 太田議員の人選ということでもありますけれども、先ほど課長から話がありましたように、この定款と条例、議会に承認をされるということがまだ決まっておりませんので、それ以後、人選に入りたいと思いますけれども、議員の皆さん方が思っているような方々をお願いをしたい。それぞれこの独立行政法人の所管委員会ということの中で、議員の皆さん方、報告書が出てから2年間ありますので、評価委員会ということも少しは考えて

いただいていると思います。そういった思いの中を十分いろいろな方々と相談をしながら、評価委員として任命させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 質問ではないんですけれども、結局、今のところ、どういう方々をどういうふうにやっていくかということは、まるきり考えていないということによろしいですね。以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第14号の質疑を終わります。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） それでは、旭市看護学生入学支度金貸付条例についてお伺いいたします。

第3条の貸付の要件では、旭市民であることとうたっていません。全国の看護学生を対象とするということによいのか、お伺いいたします。

また、第4条で貸付額は40万円となっています。この40万円の算定の根拠をお伺いいたします。

併せて、貸し付ける人数は22人と想定されているようですが、この人数の算定の根拠についてもお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、対象者ということですが、全国を対象とします。

それから、40万円の支度金の根拠ですけれども、先進地としてさんむ医療センター、それから県内では東千葉メディカルセンター、この水準を参考としまして、旭中央病院の奨学金制度との関係も勘案しまして40万円という額の算定をいたしました。

それから、22人ということの根拠なんですけれども、市内で中央病院、それから一般市民病院も含めまして、病院等も常備20名程度おりますんで、その辺で22名という算定をしています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

多くの看護学生は、若い男女でしょうから、市内の医療機関で働いているうちに縁ができて旭市に定住してくれるという可能性もあります。人口減少対策にもつながると理解いたします。

再質疑では、貸付の時期についてお伺いいたします。

第2条4号で、看護学生とは養成施設で看護業務を履修する課程に在学する者をいうとし、第3条では、看護学生に貸し付けることができるとしています。ですから、新入生の場合は入学後の4月に貸し付けされるという理解でよろしいか、お伺いいたします。

また、入学後に貸し付けるということであれば、現在、既に看護学生である者も貸し付けを受けられるのか、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 確かにこの条例の中でいきますと、4月以降ということで、これから選考基準等も作ってまいります。

やはりこの制度の中で、今回初めて条例化するわけですから、予算が基本的には通った後、4月でなければなりません。この辺で行ってみまして、ある程度、支度金ですから、やはり大学に受かって3月ぐらいからその準備行為があるということも想定されます。その辺については、結果としてその辺の状況になったときに、やはり3月に交付することがいいというような判断に基づきまして、また条例等の改正も含めて今後検討したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員。

○3番（米本弥一郎） ありがとうございます。

お答えのように、言うまでもなく、大学に進学するときには入学前に入学金ですとか授業料を納めなければなりません。ですから、入学前に貸し付けを受けられるということが本当に使い勝手のよい制度ということになると思いますので、そのような趣旨でお伺いしますが、現在、入学後でないと貸し付けしないという理由は何なのか。また、今後、どういった点がクリアされれば入学前でも貸し付けが可能となるのか。分かればお伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今申し上げましたように、現制度の中で予算がまず通ってからということになると、執行が4月になると。

先ほど申し上げましたように、3月のほうがいいというような、手続論の中であれば、例えば予算を3月補正、その辺も考慮して予算措置、それから今、学生という基準が合格して学生になってからということの今規定になっております。それを、例えば通知を受けた者とか、その辺の運用を考えていけば、その辺がクリアできるのかなということで、総合的に検討してみたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 米本弥一郎議員の質疑を終わります。

続いて、伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 米本議員が全部答えましたので、いいです。

終わりにします。

○議長（景山岩三郎） 伊藤保議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第15号の質疑を終わります。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第24号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第25号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第26号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第27号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第28号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第29号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第30号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第31号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第32号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第33号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第34号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第35号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、発言許可をいただきましたので質疑をさせていただきます。

このたび、中央病院が地方独立行政法人化に向けて、いよいよ大きく動き出したわけでありますけれども、定款の内容について、2点ほどお伺いいたします。

まず、第7条より第9条まで、こちら役員に関する規定であります。この定款には、役員の任免権に関しては明記されておられません。確かに法律上の記載必要事項とはなっておりませんけれども、これだけを見てしまうと、任免権がどこにあるのかということが一見、一般には分かりにくいのかなというふうに思います。どうして記載がないのかということをお伺いいたします。

もう1点、これも法律上の記載義務ではありませんが、理事会の会議規定に関してであります。

昨年、文教福祉常任委員会で視察に伺いました地方独立行政法人京都市立病院の定款では、議事に関する規定の中で理事会の構成員は自己、配偶者、もしくは三親等以内の親族の一人身上に関する事件、または自己もしくはこれらの者を従事する業務に直接の利害関係がある事件についてはその議事に参与できない、いわゆる利害関係者規定というのが定められています。

こうした規定については定款には載っていませんが、今後、法人の規定、あるいは理事会の運営規則などで理事会が定めることとなるのでしょうか。

以上、2点、お伺いいたします。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） まず、役員の任免権につきまして規定がないのではないかとということです。

役員の任免権につきましては、地方独立行政法人法の第14条に規定されているため、本定款には記載してございません。

なお、法人によっては役員の任免権について定款に再度規定しているという法人もありま

す。

続きまして、理事会の議事について、当該議案に関する利害関係人、この出席を認めないものとする規定がということです。

京都市立病院、ここはあったということなんですが、利害関係人の理事会からの排除に関する規定に関しましては、例えば今言ったように、先進地などで規定されているところもあるということですが、全国的にはこの規定を持っているという法人は少ないです。必要がないのであろうという、その判断のもと、規定をしておりません。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 確かに当定款の根拠となります地方独立行政法人法では、14条、そちらに理事長、監事については設立団体の長、すなわち市長が任命、また副理事長ほかの理事については理事長が任命するという旨が確かに規定されております。

定款がこの法律のもとにありますので、必ずしも記載する必要というのではないのかもしれませんが、おっしゃるとおり、神戸市立病院ですとか福岡市立病院、そちらのほうには任命権が明記されております。また、県立の独立行政法人のほうは、ほとんどが知事の任命権ということで明記していると思うんですけれども、こちらはあえて定款に明記することで、任命の権限と責任が設置者、すなわち市長にあるということを明確にするものであると思うんですけれども、定款というのは法人の重要事項を定める、いわば法人にとっての憲法のようなものであるというふうに思いますので、これだけの規模の病院でありますので明記すべきではないかという考え方もあるのではないかと思います。どのようなお話があったのか、ちょっと詳しくお伺いしたいんですが。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この定款作成については、関係機関との協議も調っております。それから、県の市町村課にも提出して精査しておいてもらっております。

そのようなことの中で、私ども入れないということの確認はとっておりますので、その辺でご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 高橋秀典議員の質疑を終わります。

続いて、島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 定款の中で第10条でありますけれども、職員に関する事項について質問します。

職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については法人の規定で定めるといふうになっているわけでありまして、この規定をどのような過程を経て定めているのか、お伺いします。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） この10条での規定であります、現状の病院規定をベースに先行事例の例を参考としながら制度設計を進め、定めていきたいと考えております。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後、規定を定めていくといった中で、その内容について、職員との話し合いも十分されまして、合意形成をされて定めていただきたいと、このように思います。

○議長（景山岩三郎） 要望でいいですか。

○11番（島田和雄） いやいや、答弁があれば。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 今回、この議案提案をして、この3月末に病院のほうにまた職員向けの説明会を、今私ども準備委員会もその事例を行っておりますので、病院職員、それから私どもで説明会に行き、やはりその辺のまた説明をしてまいりたいと思います。

ただ、意見を聞いて、給与関係云々ということまでの聞き方という形ではできないのかなと思っています。ですから、いろいろなこと考え方を、不安要素とか、その辺はしっかり説明をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 島田和雄議員の質疑を終わります。

続いて、太田将範議員。

○9番（太田将範） 先ほどの話もありますので、主に（1）の地方独立行政法人定款と自治体病院の倫理綱領とかそういったもの、それから中央病院の理念というようなことについての整合性といいますか、定款の場合ですと、非常にシンプルな中身の運営形態しか出ておりません。そういったものが確実に考え方として担保されるのかどうか。このことを1点確認したいと思います。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、定款と自治体病院の倫理綱領との整合性ということのご質問です。

自治体病院の倫理綱領におきましては、地域に不足している医療に積極的に取り組むとともに、地域の医療機関や行政機関と連携を図りながら、公平、公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持、増進を図るため、行動指針としまして、地域医療の確保、それから医療水準の向上、患者中心の医療の確立、安全管理の徹底、健全経営の確保の5点を挙げています。

これらを踏まえまして、今回提案した定款の第1条、目的規定を読み上げますと、この独立行政法人は、地方独立行政法人法に基づき地域の中核的な基幹病院として救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療、介護及び福祉の提供、医療に関する研究、研修等を行うとともに、他の医療機関及び市と連携をして、市民を初めとする地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としております。

これによりまして、自治体病院の倫理綱領との整合性については問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（景山岩三郎） 太田將範議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第37号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

議案第38号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

◎日程第２ 常任委員会議案付託

○議長（景山岩三郎） 日程第２、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第１号から議案第38号までの38議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表

1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、17日までに審査を終了されますようお願いをいたします。

◎日程第３ 常任委員会陳情付託

○議長（景山岩三郎） 日程第３、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第１号の１件であります。

配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（景山岩三郎） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第１号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表２、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、17日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は６日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 零時 1 2 分